

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

2010年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました（法第23条第5項）。このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下一位未満を四捨五入する）

派遣労働者の数	80 人（派遣労働者数）
派遣先の数	1 社（派遣先事業所数 実数）
労働者派遣に関する料金額	8,584 円（労働者派遣に関する料金額の平均額 8h）
派遣労働者の賃金額	7,870 円（賃金額の平均額 8h）
マージン率	8.3 %（マージン率の平均）
教育訓練に関する事項	・採用時 導入教育（安全衛生、環境推進、情報セキュリティ等） ・年次 全社教育（安全衛生、環境推進、情報セキュリティ等） 担当業務のスキル向上研修
その他参考事項	健康保険・厚生年金・雇用保険（雇用条件によっては加入できない場合があります）。また、対象者は、産前産後休暇・育児休業・介護休業の制度も利用可能
労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2021年4月1日～2022年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	㈱東北レンタル 本社 総務 023-644-5712 ㈱東北レンタル 本社 営業 023-644-5712